心身障害児者歯科診療体制強化事業費 補 助 金 交 付 要 綱

心身障害児者歯科診療体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、心身障害児者歯科診療体制の強化を図るため、一般社団法人山梨県歯科医師会(以下「補助事業者」という。)が実施する静脈内鎮静法導入に係る人材育成研修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、補助事業者が実施する、心身障害児者歯科診療体制強化事業を交付の対象とする。

(補助金の交付の対象となる経費及びその交付額)

第3条 前条に規定する事業に対する交付額は、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に 定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、算出された額に1,000円 未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

- 第4条 補助事業者は、知事が指示する日までに補助金交付申請書(様式第1号)に関係書 類等を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のう ち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除 できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地 方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明ら かでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、 事業変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、 補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させ る場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であ って、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書

(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければな らない。
- (5) 知事は、第4条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

- 第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、当該事業が交付決定をした年度に完了しない場合は、年度終了実績報告書(様式第5号)を、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第7条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様 式第6号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目

的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち 取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保 に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるもの とする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算 して5年間、整備保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第10条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに、知事に報告しな ければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき 交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

1 補助対象事業者	2 基準額	3 対象経費
山梨県歯科医師会	予算の範囲内で知事が 定める額	静脈内鎮静法導入に係る人材育成研修に要する経費 [報償費、旅費等(上記経費に該当するものに限る)]
	予算の範囲内で知事が 定める額	静脈内鎮静法導入に係る人材育成研修の開催に必要となる備品の購入に要する経費 [備品購入費]